

平成21年度身体障害者巡回更生相談

県身体障害者巡回更生相談が、次のとおり行われます。これは、更生相談所への来所が不便な地域の身体障害者に対して、巡回して医学的等の判定などを行うものです。

補聴器や車いすなどの補

▷県身体障害者巡回更生相談（市内分）

日時	会場	相談科目
5月12日(火)	高梁総合福祉センター	肢体・聴覚
9月8日(火)	高梁総合福祉センター	肢体
12月1日(火)	成羽総合福祉センター	肢体・聴覚
2月23日(火)	高梁総合福祉センター	肢体

【相談時間】 午前10時30分～午前11時30分

器具費支給には、更生相談所の判定が必要です。判定を希望される人や更生に関する相談のある人は、身体障害者手帳を持参の上、ご利用ください。

料金は無料です。

■問い合わせ 福祉課障害福祉係 (TEL)02234)

農業振興地域の農用地除外の申し出

農業振興地域の農用地に指定されている田や畑の転用は、農用地を農業振興地域から除外する申し出を行い、県の同意を得る必要があります。

農用地の除外申し出の受け付けを、5月29日(金)まで行っていますので、農地転用を予定されている人は申し出てください。

なお、県の同意は9月末の予定です。

■問い合わせ 農林課農業振興係 (TEL)02233)、各地域局

農地の賃貸借件設定に対し補助金を交付

市は、認定農業者等が農地法もしくは農業経営基盤強化促進法により、3年以上の賃貸借権の設定を行い、その集積面積が10[㊦]以上になった場合、補助金を交付します。ご利用ください。

▷補助金額（10[㊦]以上）

条 件	金 額(10 [㊦] 当たり)		
農地法による賃貸借権	10,000 円		
農業経営基盤強化促進法による設定期間	3年以上5年未満	新規設定	8,000 円
		再設定	4,000 円
	5年以上10年未満	新規設定	16,000 円
		再設定	8,000 円
	10年以上	新規設定	30,000 円
		再設定	16,000 円

▽対象：市内に住所を有する認定農業者、認定就農者、特定農業法人、農業生産法人

■問い合わせ 農林課農業振興係 (TEL)02233)

農薬の適正な管理と使用について

暖かくなるこれからの時期は、農薬を使う機会が増えてきます。農薬の適正な管理と使用をお願いします。

▽農薬の管理：①カギのかかる場所に保管し、盗難や流出を防ぐ②必要量だけ購入し、不要在庫を生じさせない③使用後に余った薬液や使用期限切れの農薬は、農協等の販売店に依頼して適切に処理し、河川等へ廃棄しない

▽農薬の適正な使用：①必ずラベル等の注意事項を確認し、適用作物・使用時期・濃度・回数等の基準を守る②使用後は防除器具のタンク等に薬液が残らないように十分洗浄する③周辺の農作物や住宅地等に薬液が飛散しないように十分注意し、散布前には周囲の生産者や住民等に必ず連絡する※不明な点は自分で判断せず、農業普及指導センター(TEL)2851)や、びほく農業協同組合(TEL)24593)に相談し、事故の無いよう利用しましょう。

■問い合わせ 農林課農業振興係 (TEL)02233)

ハンマーナイフモア、草刈機などを貸し出します

耕作放棄が進んでいくと、イノシシ等の鳥獣害がほかの農地に及ぶだけでなく、害虫の温床になって地域の生活環境も悪化してきます。

高梁地域耕作放棄地対策協議会では、耕作放棄地の解消を目指し、ハンマーナイフモア(自走式草刈機1台)、草刈機(背負式4台)

オキシダント情報メール 配信サービス開始



上のQRコードを携帯電話
で読み取りアクセスできます

携帯電話に情報をメール配信するサービスを開始
しましたので、ぜひご利用ください。

なお、サービスの利用は無料ですが、通信費は
利用者負担となります。

■問い合わせ

県生活環境部環境管理課 (TEL) 086-226-7302

光化学オキシダントは
目に見えず、匂いもあり
ませんが、濃度が高くな
ると目がチカチカしたり
息苦しくなるなどの症状
が出ることがあります。

オキシダント注意報な
どを発令すると同時に、

▽条件：耕作放棄地10㍍以
上を解消、活用できること等

▽対象：市内の耕作放棄地
の解消に取り組む団体・個
人

▽条件：台数に限りがあり
ますので、希望者多数の場
合は先着順になります。

▽対象：市内の耕作放棄地
の解消に取り組む団体・個
人

▽条件：耕作放棄地10㍍以
上を解消、活用できること等

生ごみ処理機購入費 補助金

市は、一般家庭から排出
される生ごみの再利用と、
ごみの減量化の推進を目的
として、生ごみ処理機の購
入者(世帯主)に対し助成

■問い合わせ 高梁地域耕
作放棄地対策協議会事務局
(農林課内TEL) 02226、
各地域局

ご利用ください 「子どもほっとライン」

県教育委員会は、「子ども

を行っていきます。

▽対象者：市内に住所を有
し居住している世帯主

▽条件：市内に機器を設置
し、適切に管理ができるこ
と

▽交付対象機器：電動式で
乾燥等により生ごみを減量
する機器

※生ごみを破砕するだけの
機器は対象になりません。

▽補助金：1基当たり1万
3000円

▽補助対象数：1世帯当た
り1基

▽必要書類：①交付申請書
②購入証明書(購入機種お
よび性能等を明記した領収
書) ③住所地在証明できる
もの(免許証や保険証等)

※交付申請書は、市民環境
課に備えています。

■問い合わせ 市民環境課
衛生係 (TEL) 02259

ほっとライン」を、県青少
年総合相談センター内に開
設しています。

友人関係や自分自身のこ
と、学校や家族のことなど
で悩む子どもたちの相談
を、学生ボランティアが電
話とメールで受け付けてい
ます。

▽対象：小・中・高校生

▽受付時間：月～金曜日
午後5時～午後11時、土・
日曜日・祝日 午前8時30
分～午後11時

※年末年始を除き年中無
休。メール相談は24時間可。
保護者等のための、子育
てに関する不安や悩みの相
談窓口「すこやか育児テレ
ホン」もあります。年末年
始を除き、毎日午後8時30
分から午後11時まで受け付
けています。

■問い合わせ・相談 子ども
もホットライン (TEL) 086
123518639・Eメ
ール kodomo@finecane.
jp、すこやか育児テレホン
(TEL) 08612351883

岡山県最低賃金

9・Eメール sukoyaka@
po1.oninet.ne.jp)

県内の特定最低賃金が、
次のとおり改正されていま
す(平成20年12月10日改
正)。

※通勤手当、時間外・休日
手当など1ヵ月を超える期
間ごとに支払われる賃金は
最低賃金に算入されません。

業種	時間額
耐火物製造業	789円
鉄鋼業	801円
サービス用・娯楽用機械器具 製造業等	783円
情報通信機械器具製造業等	719円
自動車・同附属品製造業	772円
船舶製造・修理業等	800円
各種商品小売業	735円

■問い合わせ 岡山労働局
賃金室 (TEL) 0861225

12014)